

後期高齢者医療被保険者の人へお知らせ

後期高齢者医療制度の対象となる人

- ・75歳以上の人(75歳の誕生日から自動的に加入)
- ・65歳から75歳未満の人で一定の障がいがある人(市(区)町村に申請し、広域連合の認定を受けた日から加入)
 - ※一定の障がいがある人とは、身体障害者手帳に記載された障がいの等級が1～3級及び4級の一部、精神障害者手帳に記載された障がいの等級が1～2級、療育手帳に記載された障がいの等級がA判定の人などです。
 - ※一定の障がいに該当する人の加入(障がいの認定の申請)は任意です。障がいの認定は、いつでも申請することができ、いつでも撤回することができます。ただし、過去にさかのぼって申請、撤回することはできません。
 - ※生活保護を受けている人などは対象になりません。

平成30・31年度の保険料率

- ・保険料は被保険者一人ひとりが納めます。
- ・保険料率は、2年ごとに見直され、熊本県内で均一となります。

保険料額 (年額) ※年額62万円が上限です	=	均等割額 (被保険者1人当たり) 47,900円	+	所得割額 (総所得金額等-33万円 基礎控除) × 所得割率 9.26%
-------------------------------------	---	--	---	--

平成31年度は保険料の軽減内容が見直されます。

所得が低い方の保険料は継続して軽減されますが、対象者の範囲や軽減割合が見直されます。被用者保険加入者(※)に扶養されていた方の保険料の軽減は、軽減期間が見直されます。
(※)被用者保険とは協会けんぽ、健保組合、共済組合などです。

所得が低い方の軽減

◆保険料の均等割額の軽減 <<5割・2割軽減対象者の拡大と軽減割合の一部が変更>>

世帯(被保険者と世帯主)の総所得金額等の合計額が

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯で、被保険者全員の年金収入の控除額をそれぞれ80万円として計算したうえで所得が0円となる場合

保険料の均等割額を **8割軽減**

(変更前) 9割軽減
介護保険料の軽減拡充等に合わせ
軽減率が下がります。

「基礎控除額(33万円)」を超えない世帯

保険料の均等割額を **8.5割軽減**

「基礎控除額(33万円)」+「**28万円**×世帯の被保険者数」を超えない世帯 (拡大)

保険料の均等割額を **5割軽減**

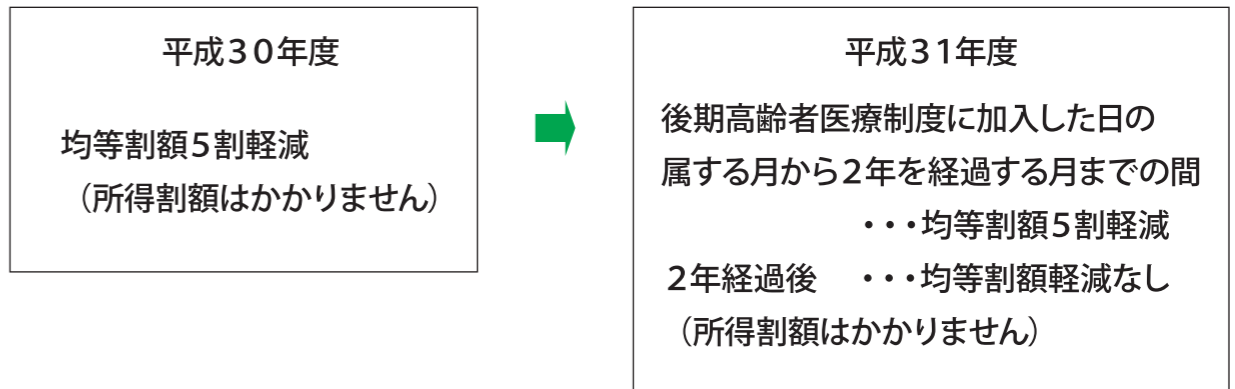
「基礎控除額(33万円)」+「**51万円**×世帯の被保険者数」を超えない世帯 (拡大)

保険料の均等割額を **2割軽減**

*均等割の軽減判定についての総所得金額等は、専従者控除や譲渡所得特別控除の適用前になります。また、年金所得については15万円を控除した額で判定します。

被用者保険加入者に扶養されていた方の軽減

<<軽減期間一制度加入した月から2年間に>>



対象となる方…資格を得た日の前日まで、被用者保険加入者に扶養されていた方

平成31年度 後期高齢者医療保険料の納め方について

後期高齢者医療保険料は、**特別徴収**(年金からの差し引き)又は**普通徴収**(納付書又は口座振替)により納めることとなります。

特別徴収の方

平成31年4月より **年金からの差し引き** により保険料を納めていただきます。

普通徴収の方

平成31年4月より **納付書又は口座振替** により保険料を納めていただきます。

～ 特別徴収から口座振替への変更について ～

後期高齢者医療保険料を特別徴収(年金からの差し引き)により納めている方は、申し出により、保険料を口座振替での納付へ変更することができます。

南関町交流センター「入浴時間延長」のお知らせ

交流センターの入浴時間の延長を4月2日(火)から試験的に行います。

これまで午後4時で終了していた入浴時間を午後7時まで延長します。

なお、入浴時間のみの延長となりますので、入浴施設以外の利用はできません。

詳しくは南関町役場福祉課(電話:57-8503)、交流センター(電話:53-2007)

までお尋ねください。

